

第22回総合特別区域評価・調査検討会 議事概要

日 時：平成25年8月8日（木）14:10～14:25

場 所：永田町合同庁舎1階 第一共用会議室

出席者：有識者 八田座長、大西座長代理、安藤委員、北脇委員、玉沖委員、
深川委員、村上委員

○地域活性化総合特区の対象申請案件について、総合特別区域評価・調査検討会委員によるヒアリングを行った。

○ヒアリングは、冒頭10分間で申請者側から申請特区内容についての説明を行い、後半15分間で委員との質疑応答を行った。

《地域活性化総合特区／観光等分野》

○「奈良公園観光地域活性化総合特区」（奈良県）に係る主な質疑

申請者 （質問事項を記載したペーパーに基づいて申請者から回答。「旅行業法の緩和の目的は何か。手配旅行や造成のニーズがあるということか。」について、）手配旅行や造成のニーズはある。

申請者 （質問事項を記載したペーパーに基づいて申請者から回答。「利子補給金を受けて実際に改修すると見込まれる宿泊業者はあるのか。」について、）現在、数件の旅館が改修を希望していることを確認している。

申請者 （質問事項を記載したペーパーに基づいて申請者から回答。「宿泊プランや料金体系について、どのように進めるか。」について、）ニーズに合わせて、泊食分離、素泊まりプランを企画している。

申請者 （質問事項を記載したペーパーに基づいて申請者から回答。「外国人向けの旅行サイトへの登録状況はどうなっているか。」について、）外国人旅行者の相談に乗ることができるよう、数か国語で対応できる体制を整えようとしている。

申請者 （質問事項を記載したペーパーに基づいて申請者から回答。「利用者のニーズを把握することが必要であり、参考指標としている来訪者の満足度等を事業目標に追加されてはどうか。」について、）現在、国内、海外の旅行者に対し、満足度調査を実施しており、その結果をベースとして、将来の目標を定めようとしているところである。

申請者 （質問事項を記載したペーパーに基づいて申請者から回答。「県庁内の体制はどうなっているか。」について、）奈良県庁内にて、観光、土木、農林、商業、労働から職員を出して、奈良公園に係る課室を構成しており、全部局にまたがる事業展開をしているところである。

玉沖委員 旅行業法の緩和の目的は何か。

申請者 現場の旅館等をみると、フロント業務等に追われ企画にまで手が回らない状況であるため、資格がなくても企画ができるようにしたいという趣旨である。

玉沖委員 誘客拡大について、どのように取り組んでいるか。

申請者 直接現場に出向き、外国人観光客に取材し、旅行に至ったきっかけ、ニーズを確認しているところである。

大西委員 文化財保護法のために、公園施設について、望んでいる保存、手入れがで

きないといった現状があるのか、お尋ねしたい。

申請者 例えば奈良公園でイベントを行う際、来客の安全確保のためロープ設置等を行うが、これも現状変更該当し、役所に膨大な資料を提出する必要があり、NPOにとって、かなりの労力を要している。また、現状変更該当しないようにしようとするあまり、コストがかかり、本来希望することができなくなるケースもある。

北脇委員 観光のビジネスにおいて、観光業者が組織的に取り組むことができているのか、お尋ねしたい。

申請者 地域協議会を組織し、社寺、商店街、NPO等に参加していただいております。観光で地域を活性化するための検討を行っているところである。

村上委員 今までの取組では埒があかないということで特区を申請されたのか。

申請者 奈良の観光は危機的な状況に置かれていると自覚しており、この状況を打開し、改めて奈良の観光の活性化を図るため、今回、特区の申請をしたところである。

村上委員 観光の活性化の実現可能性はあるのか。

申請者 少なくとも、地域協議会に参加している者に熱意はある。

安藤委員 鹿の食害がひどいという認識がある一方、鹿を保護しなければならないと主張している。両者をどう整理されているか、お尋ねしたい。

申請者 奈良県としては、鹿と人の共生を図りたいと考えている。

以上